



31平下経第609号  
令和元年(2019年)11月28日

平塚市下水道運営審議会  
会長 栗原 邦夫 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市下水道運営審議会規則第2条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

記

- 1 使用料減免制度の見直しについて

以上  
(事務担当は土木部下水道経営課)

諮問 使用料減免制度の見直しについて

理由

本市の公共下水道の使用料については、平塚市下水道条例並びに平塚市公共下水道使用料条例に基づき、また、農業集落排水の使用料については、平塚市農業集落排水処理施設条例に基づき、それぞれ賦課徴収しています。公共下水道及び農業集落排水の使用料（以下「下水道使用料」という。）の減免制度については、平塚市公共下水道使用料条例第14条及び平塚市農業集落排水処理施設条例第18条で、「生活保護法による扶助を受けている場合又は公益上その他特別の事情により必要があると認める場合」に「使用料を減額又は免除することができる」と規定し、平塚市公共下水道使用料条例施行規則第14条第1項及び平塚市農業集落排水処理施設条例施行規則第11条第1項で、生活保護受給世帯に対する下水道使用料の全額の免除を規定しています。

一方、生活保護法に基づき支給される生活扶助費には、光熱水費として下水道使用料相当額が含まれていることが明示されており、このことと前段の生活保護受給世帯に対する下水道使用料の全額の免除が実質的な二重給付に当たることから、各自治体では生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度の廃止もしくは廃止の検討が進んでいる状況です。

本市の生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度は、使用料改定における負担軽減、社会経済環境等に配慮した各種セーフティネットを補完する制度として維持してきました。しかし、生活保護費の受給と生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度が二重給付の状態であることに加え、他自治体における生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度の廃止等の状況を踏まえ、本市の生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度を廃止することについて、貴審議会へ意見を求めるものです。